事業所名 グループホーム小町

運営推進会議等開催報告書

開催日時 令和 6年 10月 25日(金)14時00分~14時45分		
参 加 者		議題
利用者	0名	1 行事報告
利用者家族	0名	2 今後の行事報告
地域住民の代表者	1名	3 利用者様状況報告
市職員	1名	4 身体拘束適正化検討委員会の議題について
地域包括支援センター職員	1名	5 高齢者虐待防止検討委員会
事業所	3名	6 質疑応答
		7次回会議開催予定日
		会 議 録

1. 行事報告について

≪9月≫

- ・5日…86歳となる利用者様のお誕生日会を行いました。「かっぱ巻きが食べたい! みかんが食べたい!」というご要望がありましたので、提供させて頂きました。15時のおやつの時間には、銀のブローチを長女様がプレゼント用に持って来て下さいましたので、ご本人にバースデーケーキと職員からのお祝いメッセージ色紙と一緒にプレゼントさせて頂きました。
- ・16 日に敬老会行事を行いました。「和食が食べたい」というご希望が多くありましたので、昼食に 10 種類以上の和食を御膳にして提供させて頂きました。おやつの時間には栗の饅頭とお抹茶を堪能して頂き、職員からのお祝い色紙を読まれてゆったりしたお時間を過ごして頂きました。大変喜ばれました。
- ・21日…消防避難訓練を行いました。夜間を想定して行いました。避難訓練後は玄関外にて水消火器と的当てを使用して消火訓練を行いました。
- ・24 日…お彼岸行事を行いました。「おはぎが食べたい」というご希望がありましたので、3 種の手作りおはぎ(白ごま・黒ごま・あんこ)を召し上がって頂きました。 $\ll 10$ 月 \gg
- ・8日…訪問理美容がありました。きれいさっぱりすることができました。
- •10日~11日…看護学生が2日間実習に見えました。
- ・12 日…さつまいもと栗を使って大学芋と栗きんとんを手作りして秋の味覚を堪能して頂きました。
- ・17日…近隣の保育園の園児達が施設に来訪して交流致しました。笑顔溢れる交流ができ、入居者様は大変喜んでくださいました。

2. 今後の行事予定

≪11月≫

- ・紅葉を楽しんで頂く為、定光寺にドライブに行く予定です。
- ・秋の味覚を愉しんで頂くイベントを行う予定です。
- ・87歳の入居者様のお誕生日会を行う予定です。
- ・97歳の入居者様のお誕生日会を行う予定です。

3. 入居者様状況報告

利用者様 9 名 (男性入居者 1 名 女性入居者 8 名)平均年齢 88 歳 (最低年齢者 82 歳)(最高年齢者 97 歳)平均要介護度 2.89

4. 身体拘束適正化検討委員会の議題について

議題

「かきむしり・弄便・不潔行為における身体拘束を行わないための介護」

認知症の人に向けた介護を実践していく上で、課題となっているひとつに「かきむしり・弄便・不潔行為における対応」があります。これらの問題症状への対応は簡単な事ではありませんが、「身体拘束はせずに対応することは可能」です。またこれらの問題行動には「事故」と呼べる様なものではありませんので、「拘束」せずに多職種と連携をして知恵と工夫をしながら「介護対応」することは可能であると考えています。

・なぜ、「かきむしり・弄便・不潔行為」が問題行動なのか?

「かきむしり・弄便・不潔行為」とは例えば臀部・陰部をかきむしること、手に便をつけたまま口や目、カラダ全身を触ってしまうこと、陰部を触った手で口にいれてしまうこと、食べ物ではないモノを食べてしまうなど、他にも様々な事例があります。この様な行動を放置してしまうことで、どの様な事態に発展してしまうかを考察します。一言にまとめると「より深い自傷行為に発展する」ことがあげられます。具体的には「病気に感染してしまう」ことや、「ご本人が不快に感じてパニック症状を引き起こす」「ストレスに耐えられなくなって不穏・暴言が助長される」などと発展していきます。もし、万が一、これらの諸問題となる行動を放置してしまったり、身体拘束をして問題を解決しようとすると、様々な問題がエスカレートしてしまいます。もともと事故とは呼べない現象だったはずが、いつしか「重大な、取り返しのつかない、思いもよらない事故」になってしまう確率が上がってしまいます。

「かきむしり・弄便・不潔行為」は、起きた瞬間はまだ小さな問題ですが、対応方法を間違えたり、対応が遅れたりしてしまうとさらなる大きな問題に発展して、ご本人の衛生面や精神面、体力面などが低下していきます。最悪の想定をすると、死に直結する事故につながると考えます。では身体拘束をせずに「かきむしり・弄便・不潔行為」をしてしまう人にケアをするには、いったいどのようなアプローチをして問題行

動を解決に導いていくのかを考察していきます。

解決策 その1「丁寧な説明と労いの言葉」を忘れないこと

認知症の人が「かきむしり・弄便・不潔行為」をした場合、ご本人に悪気はないと考えます。むしろご本人もどうしてよいのかわからないまま、「ただただ自然な行動のひとつとして「かきむしり・弄便・不潔行為」をしている。」と介護者側が捉えることが非常に大切な視点だと認識しています。

そのことを踏まえた上で、ではどの様なケアアプローチをすると良いかを考察すると、「丁寧な説明と労いの言葉」を伝えると良いと考えます。例えば「〇〇さん、申し訳ないのですが、お尻が汚れてしまったので少し拭かせて頂いてもよろしいでしょうか?」などと、ご本人様にお声掛けをします。この声かけはとても大切です。間違っても介護者側が「認知症だから、声掛けなんてしなくてもいいでしょ?」と思わないことです。

介護される側は常日頃、介護者の言動や雰囲気、声のトーン、表情、仕草などを観察しています。

介護される側は、「日々不安を持ちながら生活」をしています。仮に、もしその様な感情をもっていなかったとしても、「尊厳のある生活」「自尊心を傷つけない生活」のケアを実践することはプロである介護士として必要な素質です。「かきむしり・弄便・不潔行為」をしてしまう人にケアをする際は、必ず丁寧な声掛けは忘れない様にします。

介護される人が「何をされるのだろう?」と感じた瞬間、BPSD(問題行動のエスカレート化)が始まるきっかけとなります。人は予測ができないことに対してショックやパニック、不穏やストレスを感じる生き物です。その感情は「認知症の人だから感じない」ということは100%あり得ません。必ずケアをする前には事前に丁寧な言葉がけを心得て実践します。

丁寧な言葉がけのポイントは「説明と同意を得る」ということです。説明と同意はセットで伝える様にします。説明しただけでは「介助者側の一方的な行動」であり、身勝手なケアであり、プロとしての介護ケアではありません。必ず同意を得る様な言葉がけをして、ようやくケアに入ることが可能だと考えます。まずはこの時点でご本人様の心や気持ちを穏やかにして安心・納得して頂くというハードルを乗り越えることができます。「かきむしり・弄便・不潔行為」をしてしまう人にケアをする上で最も重要なアプローチですが、意外とこのことを軽視している介助者が多いのが現状です。ケアが終わったあとは「〇〇さん、お疲れさまでした。疲れましたね。ゆっくり休んでくださいね。ありがとうございます。」などと労いの言葉をかける様にします。そうすると、その言葉は本人様にも伝わっていますので、安心することができます。「かきむしり・弄便・不潔行為」はあくまで「現象」であって「本質となる潜在的な問題」ではないです。問題が起きる根っこの部分の多くは「説明と同意を得る」ことで解決に導くことができます。また「説明と同意を得る」という過程を経て介護をすることでコミュニケーションがとれますし、介助者側も落ち着いて丁寧なケアを行うことが可能になることも副次的効果としてあります。

解決策 その2「トータルケア」という視点でアプローチをする

「かきむしり・弄便・不潔行為」という行動症状の要因は様々ですが、ケアをする際 に「共通した基本的な視点」を捉えることが必要だと考えます。

1. 脱水の予防

問題行動を起こす行動症状の要因として適切な摂取すべき水分量が足りていないことがあります。そのことから「脱水」が問題行動を引き起こしている要因のひとつになっていることがあります。脱水予防をする為には、適宜小まめに水分補給をすることと、水分補給量の記録・確認を取ることがとても大切なケアのひとつだと考えます。

2. 排便コントロール

認知症の人が落ち着きなく徘徊を繰り返したり、イライラしたり、怒りっぽくなったり、無視をしたり、食欲がなくて食事が進まなかったりしている場合、これらは排便と深く関係している場合があります。ご本人はお腹の具合が苦しいのだけれども、介助者へ訴えることができない場合があります。また、それらの不穏症状が「便秘のせいだとは気づかない、理解することが困難なとき」もあります。そういった場合、認知症ケアとしては毎日の排便コントロールが重要となります。具体的には記録を毎日欠かさずとり、その排便状況に応じたケアをすることが大切です。

3. 皮膚の状態、体調の状態を五感で観察する

身体に傷があったり、褥瘡があったり、皮膚が乾燥しているということで掻痒感があるなどの要因で不眠になることがあります。また徘徊をされる人もいます。夜間、寝ないで一晩中身体を掻いていたり、徘徊をしていたりすることで何が起きるかというと「昼夜逆転現象」が起きます。また、冬であれば足の末端が冷えて眠れないということが起きることがあります。この様な場合には、まずは医療職との連携をして相談をしながら、例えば保湿剤を塗布する・湯たんぽを使用して足の冷えを解消するなどのアプローチは有効手段となります。

4. 人の生活の場として「不自然な環境」をつくらない

不潔行為の中には「異食」行為があります。その際にご本人の周りからすべてを排除してモノを片付けてしまい、何もない状態にするとどうなるでしょうか?またすべての扉を施錠(ロック)したりした際に、された側はどのような心の状態になるでしょうか?答えは、本人は違和感を覚えて、そのことが要因で動揺したり、混乱をしたりすることになります。ますます行動・心理状態が悪化してしまうことになると、ますます「かきむしり・弄便・不潔行為」がエスカレートしていきます。ここがとても難しい所で、介護する側・される側の許容範囲を常に観察してアプローチするべきポイントではあるのですが、ご本人の安全に配慮しつつも「自然で生活感のある、人間らしい生活の環境」の提供が必要です。

5. 人を変える。場所を変える。モノを変える。

行動症状の対応では、介護職を変えてみることもとても大切な観点です。

相性の問題もありますし、その人の気分の問題もあります。また気分転換に場所を変えてみることも有効なアプローチです。1人の介護者がずっと対応することには限界があり、良いことではありません。ほかの介護職と交代することで臨機応変に対応する様にします。この様な視点もとても重要だと考えます。

まとめ

「かきむしり・弄便・不潔行為」という問題行動には、トータルケアという視点で解決に導くことが必要です。具体的には 1~5 までの具体策を提起致しましたが、他にもアプローチ方法は様々かと思います。その人の問題行動の背景となる要因をよく分析したり観察したりすることでケアの質も上がっていきます。

身体拘束をせずに、「かきむしり・弄便・不潔行為」の防ぐ為の対応は以上の様な観点から可能であります。加えて、薬物療法も出来る限り非薬物療法で薬に頼らずに出来る限りの対応をすることが基本だと考えます。

「かきむしり・弄便・不潔行為」などの問題行動などを放置せずに早期に発見をして、「環境を整えていく」ことが重要です。問題行動へのトータルケアの先にある目標は「生活障害の軽減」だと考えます。

5. 高齢者虐待防止検討委員会の議題について

議題

「 高齢者の虐待について 」

① 高齢者虐待防止について

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務付けたほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は高齢者虐待の早期発見に努めることとされている。
- ・高齢者虐待防止法は加害者の法律でもある。

② 虐待の種類

- ・身体的虐待…暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触をさせないような行為。
- ・介護、世話の放棄・放任(ネグレクト)…介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させるような行為。
- ・心理的虐待…脅しや侮辱などの言語威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えるような行為。
- ・性的虐待…本人との間で合意もなく、性的な行為をしたり強要したりするような行為。

・経済的虐待…財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

③ 認知症と高齢者虐待

虐待されている高齢者(介護保険認定済み)の約65%の方は認知症日常生活自立度 II 以上。虐待をしている養護者本人は、虐待をしている認識がない場合が多い。また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、周囲に知られたくないなどの理由で虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待は発見しにくい状況にある。虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民の方々、民生委員や自治体などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候(サイン)に気づき、早期に対応に結び付けることが大切。

④ 高齢者虐待とケース事例

• 身体的虐待

事例 1: 男性職員 A が男性利用者からナースコールが鳴ったので訪室した。しかし、要件がなかったため、退室するも 5 分ごとにナースコールが鳴り、イライラして利用者を殴った。

事例 2: 男性職員 A が女性利用者の居室を訪室した。居室には、女性利用者の娘もいたが、女性利用者の背中を強く殴打していた。

・介護、世話の放棄・放任(ネグレクト)

事例 1:女性職員 A が出勤している際、女性利用者からナースコールが鳴った。職員はその利用者が認知症のため、用もなくナースコールを鳴らすと知っていたのでナースコールを鳴らしたままにしておいた。

事例 2:女性職員 A が夜勤の際、徘徊・異食する女性利用者が何度も施設内を徘徊するため、転倒リスクを考え居室でカギを掛けて朝まで出られないようにした。

• 心理的虐待

事例 1:女性職員 A が女性利用者がベッドで失禁したことを何度もなじった。

• 性的虐待

事例 1: 男性職員Aと男性職員Bが男性利用者の入浴の際、利用者の陰部を触り反応を楽しんでいた。

事例 2: 男性職員 A が男性利用者の排泄風景を携帯で撮影し、フロアの職員全員に 画像を送った。男性職員 A は排泄方法をフロア職員に相談するためであった。

· 経済的虐待

事例:人事異動により担当者が交代し、女性利用者の小遣い口座の通帳を確認したところ、前担当者の不正支出が発覚。理事会にはかることなく、また女性利用者の家族への説明もなく事後の処理が進められていた。

6. 質疑応答

◆質問①

身体拘束廃止の取り組みについて、職員研修は実施しているか。

(ふたば地域包括支援センター様)

→ご質問ありがとうございます。職員対象の研修を定期的に行っている他、月に1度 の施設会議において、どのようにしたら現在起こっている問題を解決できるか、また は良い方向に向くか、意見を出し合い話し合う機会を設けています。話し合うだけで なくその都度記録をして全職員で情報を共有することが大切だと思います。

また、話し合いの機会としては毎月の会議のみでなく、毎日の申し送りにおいてもその都度起こっている問題や解決したいことについて話し合いが出来る環境を作っています。(グループホーム小町)

◆質問②

身体拘束を行わないための対応は、実際難しい場面も多くあると思うが、「介護者側が落ち着いて丁寧なケアを行うこと」の大切さを感じました。

(瀬戸市役所高齢者福祉課様)

→ありがとうございます。これからも丁寧なケア、落ち着いた対応に努めていきたい と思います。(グループホーム小町)

◆質問③

事例を読み、たとえ利用者様の情報共有のための行動であっても虐待につながることがあり、難しい問題であると感じた。(瀬戸市役所高齢者福祉課様)

→ご質問ありがとうございます。情報の大切さ、情報共有の方法についてきちんと考える必要があり、またそれについて全職員が理解していることが大切だと思います。 (グループホーム小町)

◆質問④

高齢者虐待の講話を聞き、保育の現場においても保護者が叱咤激励のつもりで行って しまったり、余裕がない場面で子供に当たってしまったりということがありえると思 う。こういうケースが減っていくといいなと感じた。(水南保育園様)

→ありがとうございます。引き続き介護する側の人間が、丁寧に落ち着いた対応を行えるよう、一人で抱えずチームで解決していくような体制を整えていきたいと思います。(グループホーム小町)

7. 次回の運営推進会議開催予定日

次回は、2024年12月20日(金) 14:00~ 開催予定となります。

以上。